

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成 25 年 2 月 20 日（水）14:00～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：田中委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、時間になりましたので、原子力規制委員会委員長の定例記者会見を始めさせていただきます。

こちらからの初めの報告事項はございませんので、皆様からの質疑にお答えいたします。挙手をしていただき、マイクが回ってきてから、御所属とお名前の方に御質問をお願いいたします。

御質問のある方は挙手をお願いします。ヤマダさん、どうぞ。

○記者 電気新聞のヤマダと申します。

事業者とのコミュニケーションのあり方について伺います。原電（日本原子力発電株式会社）と（元）審議官の件もありまして、なかなか事業者とコミュニケーションをとるというのは難しいとは思いますが、しかしながら、外国の規制機関の事例を見ましても、やはり事業者とコミュニケーションを円滑にとることが規制をする上で大切だという意見が出ております。その辺も含めて、新基準の骨子案をめぐってですとか、活断層問題も含めて、今後、電力事業者と公開の場とかでコミュニケーションをとっていくというようなお考えはあるのでしょうか。

○田中委員長 御指摘のとおり、事業者とのコミュニケーションをきちっととるということは非常に重要なことだし、それなくしては、多分、本当の規制にはならないという認識は持っています。どういう形でやったらいいのかということについては、先週でしたか、例えば、JANSI（一般財団法人 原子力安全推進協会）とかを窓口にしてやっていくとか、アメリカのNRC（原子力規制委員会）がINPO（原子力発電運転協会）とよくやっていますが、そんな形でできないかなということも、今、少し検討しています。

それから、新基準については、2回程意見を聞いていると思うのですが、今、ミニパブコメに関わっていて、そこにも多分、出てくると思いますが、その後にも、実際には3月にそれを受けた形での見直しもありますので、そういったところでのコミュニケーションの機会を作っていくことが大事だろうと私は思っています。具体的にどういう形にするかはまだ決まっていませんね。その辺は更田委員とかにお任せしてありますので、そういうことです。

活断層については、いろいろな御意見があるのですが、これも島崎委員にお願いしてやっていただいている、一応、今週月曜日のものは東北電力にも来ていただいて、それで打ち切りではなくて、今後も引き続き継続的にいろいろ、どういう形になるかは分か

りませんけれども、意見は聞くことになっていると思っています。東北電力の方もさらなる調査をするということだし、先日の会合ですと、有識者からの御要望に答えられるデータが揃っていないところもあって、少しすれ違いになったようなところもあるので、そういったところの詰めも今後必要なのだと思っています。そういう形で、できるだけ事業者とは、もちろんオープンにですけれども、きちっと議論をして、手順を尽くしていきたいと思っています。

○記者 あと、話は変わりますけれども、規制庁職員の専門性を高めるという観点でお話を伺います。NRCですとかONR（原子力規制局（イギリス））などは、電力会社、あるいは軍事用原子炉関連の出身者が結構規制機関にいますので、だからプラントのことをよく分かっているというふうに聞くのですね。プラントのことを分かっているから、実質的な規制をかけることができるというのも向こうの方で聞いております。

一方、規制庁の場合は、制度上仕方がないと思うのですけれども、役所の官僚上がりの方が大半を占めていらっしゃる。そうした場合に、どうしてもプラントのことがなかなか理解が進まない部分があると思いますので、規制をかけるという意味でも若干うまくいかない部分があるのではないかと思います。そういう点で、例えば、規制庁の職員の方が現場のことをよく知るような機会を作る必要があると思うのですけれども、この点についてはどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○田中委員長 今回の御指摘は私は全く異存がなく、現場を知らないでいろいろ言っても、適切な規制ができるかどうかというところは非常に懸念しているところですので、できるだけそういう機会をとっていきたいと思っていますけれども、昨年9月に発足して、今までの状況の中で、日本のプラントだけだと、これはまた事業者との関係が出てきて難しいので、アメリカとか何かに行ってもらって学んでもらうという機会も作りたと思っていますけれども、今、それだけの余力もないし、そういうチャンネルは向こうにはだんだん作っていきこうと思って努力はしていますけれども、ちょっと時間がかかるのですね。そういう意味では、今回の規制に関して、実は日本の事業者はややディフェンシブな対応だけに終わっているのですが、そうではなくて、もっと自分たちの方がプラントを知っているのだから、こうやった方が安全です、そういう目的であればこの方がいいとか、そういうことを規制の段階でも言ってほしいのですが、まだそこまで腹を割った議論ができていないというのが、私、外から見ていて感じています。だから、是非そういうふうにしていただきたいなとは思っています。

○記者 専門性を高めるというところで、お考えとしては、アメリカの原子力発電所などに職員をいずれは派遣してという人事交流をやりたいというお考えなのですか。

○田中委員長 それも含めて、それは1つの方法ですね。たくさんの人を次から次へと出すということはできませんので、それをどういう形でやるかはこれから探っていくかといけないと思いますし、今後、実際に7月以降、申請が出てきて、現場にも入るし、解析の評価とか、いろいろなことをやっていく中で、現場を見る機会もあって、だんだ

ん習熟度は上がっていくと思いますけれども、どういう形で底を上げていくかというのは1つの課題であるということで、かといって、それほど時間もないかもしれないので、今、どういう方法ができるかを検討しつつあるといった方がいいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他にいらっしゃいますか。マエダさん。

○記者 新潟日報のマエダと申します。

国会同意人事で、与党の自民党からも規制委員会の人事に反対して欠席をしたという議員もいたのですけれども、そういった議員に理由を聞きますと、委員の中には炉の設計とかをやったことがある人とか、分かる人がいないので、事故の時とかに適切に対応ができないのではないかと、資質が欠けているのではないかとというような意見を言っていたのですが、そういった指摘に対してはどのように思われますでしょうか。

○田中委員長 事故時にどうするかというのは非常に大切な問題で、私たちもきちっとしていかなければいけないと思いますが、炉の専門家だったら事故対応ができるかという、それだけではないと思うのですね。前にも申し上げましたように、原子力プラントというのは非常に多分野の専門的知識の塊みたいなものですから、その全てを規制委員に求めても、それは無理、そんな人は世界中どこにもいませんから。ですから、どういう形でそういう場合に対応するかということについては、完全ではないけれども、一応、準備はしつつありますので、それは余り私は理由にならないと思いますけれどもね。

○記者 政治に絡んでもう少しお伺いしたいのですけれども、自民党の党内の会合とかでは、森本さんとかも出ていらっしゃると思うのですが、規制庁の幹部の方に対して、規制委員会への取組への不満の声が議員から上がっているのですけれども、そういった声は、委員長御自身は報告を受けているかということと、もし報告を受けていれば、それについてどう思うかということをお聞かせください。

○田中委員長 報告を受けているというより、皆さんが報道したり、いろいろなことをしてくれるから、自然と耳に入ってきますけれども、いろいろな意見があるのは十分に承知しています。ただ、そういうのに左右されないでやるところに3条委員会というのができたわけで、その3条委員会としての立場は全く変わらないし、これまで申し上げてきたとおり、そのまま貫いていきたいと思えます。

○記者 最後にしますけれども、そういった意見の中には、規制委員会で安全確認をなくとも、国の政治の判断で再稼働させていくべきだというような、私にすれば極端にも聞こえるような意見もあったのですが、規制委が安全だと言わなくても、国のほうで、政治の力で動かしていくということがあっていいものだとお考えでしょうか。

○田中委員長 それは国民に判断していただければと思います。私がいいとか悪いとかと申し上げる問題ではないと思います。

○記者 ありがとうございました。

○司会 他にいらっしゃいますか。ソバタニさん。

○記者 産経新聞のソバタニといいます。

今日、委員会の中で、安全目標の件について言及されていたと思うのですが、安全目標のイメージが湧かないのですけれども、こういったものをイメージされているのかというのを教えてください。

○田中委員長 そのイメージというのは、どういうこと。

○記者 例えば数値で示せるもので示して、今、基準などができていますけれども、それを満たすような基準に変えていくものなのか。どういう活用の仕方をしていくのかというのも含めてです。

○田中委員長 非常に難しいのですが、最終的な結論というか、ゴールとしての数値目標は多分出ると思います。これは世界的に見ると、圧力容器の損傷とか格納容器の損傷ということで、マイナス4乗とかマイナス5乗が出ていますので、大体そういうことになってくると思うのですが、それを本当にそれ以上の安全を守る、その数値だけが行くと、では、10万年に1回起こるのですねという話になってしまうのですが、そういうことではないのだということをお理解いただくというのは、これはなかなか難しいプロセスだと思っています。

だから、今日も更田委員も言っていましたけれども、私自身も思いますが、そのあたりは少し委員会の公開の場で議論をして、非常に厄介な、私たちが議論をしてもなかなか難しい議論になると思いますが、皆さんにもよく御理解いただけるように公開の場で議論をしたいと思っています。安全目標を出すと数値が一人歩きするから出さないというフランスみたいな考えも実はあります。いろいろな国があります。その意味をどういうふうに皆さんにお伝えできるかが一番のポイントかなと思っています。

○司会 他にいらっしゃいますか。オカダさん。

○記者 毎日新聞のオカダです。

今日の委員会の出た議題で2つお聞きしたいのですが、1つはその安全目標の話で、これは国によっては安全目標を規制に取り入れている国もありますが、委員長のお考えとしては、その安全目標を数値で示して、それを規制で達成するように義務づけるようなお考えはあるのでしょうか。つまり数値として示して、それはあくまでも目安であって、規制にはそれを参考にする程度なのか。それとも、最低その数値は上回らないように義務づけるという、その1つの規制のラインとして設定するお考えなのか。どちらのイメージなのでしょう。

○田中委員長 規制としてではなくて、その安全目標が例えばマイナス5乗なら、マイナス5乗よりは上回らないような規制の在り方を考える時に、それが1つの指標になるということだと思います。どの国も、アメリカもそういうのを出している、それ以下で

あるかどうかということは規制の判断にはしていないと思います。指標はそういう意味です。要するに我々がレギュレーションを作っていく時に、どういうことを考えていかなければいけないかという時の1つのよりどころみたいに考えていただいた方がいいのかな。なかなか一言で言うのは難しいのですが、そういうことかと思いますが、それでよろしいですか。

○記者 今、アメリカでやっているような数値を事業者に義務づけるわけではなくて、規制を考える上で参考にするという位置付けでお考えになっているという理解でいいですね。

○田中委員長 そうです。だから、今回の議論でもそういう目標となるというか、その1つの指標となるものがないままに今回のシビアアクシデント対策みたいなレギュレーションがあつていいのかという議論が出されていましてね。そういうことをおっしゃるのだと思いますが、実は当然それは頭の中に置きながら、それよりもはるかに小さくなるようにということで、今回の御提案をさせていただいているのは、そういうことで出してはいるのですけれども、事業者にこういう評価の仕方をして、例えばリスクアナリシスをやつて、幾らですねという、そういうふうにはならないと思います。もともとそういう PR というものの使い方をするものではないものですから、そういうことになると思います。

○記者 分かりました。

もう一つ、軽水炉以外の研究炉やサイクル施設の基準を着手するということが議題4で出ましたけれども、その検討の着手はいつ頃からやり始めようと思われているのでしょうか。

○田中委員長 今、決まっているわけではないのですが、先程も申し上げましたように、できるだけ早くやらないといけないなということですので、これから事務局にお願いしたので、庁の方で人選も含めて、そういう有識者会合を持つかどうかということも含めて、検討していただいとということですから、1か月とかもう少し先とか、それくらいにはスタートできればと思っていますが、私の希望です。

○記者 3月か4月ぐらい、3月には始めたいということですか。

○田中委員長 そうですね。本当は先程も申し上げましたけれども、臨界実験装置とか大学のいわゆる研究炉、京大炉みたいなものは、大学の卒論とか、いろいろなところに関わってきていまして、JRR（独立行政法人日本原子力研究開発機構保有の研究用原子炉）の3号炉などもそれを使って、いろいろな生物とか物理系の学生が論文を書いたりしていくわけですね。それが全然動かないと本当に困るという話は言われているのですが、今はそういう状況なので、そちらは実はそんなシビアアクシデントを考えなければいけないような施設でないので、法律の立て付けでは1つになっているので、そういうことでもありますから、できるだけ早めをしたいと思いますが、もう一方では再処理施設のような重要な施設もありますから、余り拙速にもできないというところでは。

○司会 他にいらっしゃいますか。シミズさん。

○記者 エネルギーと環境のシミズです。

法律的な立て付けの話で恐縮ですが、先程2～3出ている質問に関連するのですけれども、新安全規制はいわゆるバックフィットの規制の大半になっていくということのようでも、もう一つ、廃炉の規制は40年云々と法的に書いてあるようですが、これはバックフィット規制の一環として出てくるのでしょうか。それとも別体系として出てくるのでしょうか。法律的なことで申し訳ございません。

○田中委員長 結論から言うと別です。廃炉の規制はもう既にありまして、廃炉段階に入った炉についての安全規制はありますので、それは今は早急に見直さなければいけないということはないと思います。ですから、廃炉という段階に入れば、その条件は決まっても、どういう段階で、事業者が決めることですけれども、その場合には例えば燃料を炉から抜くとか、そういうことが1つの条件になりますので、そういうことから始まるわけですね。それはバックフィット規制とか40年規制とは全く関係ないです。

○記者 そうすると、その40年規制の場合の先程から出ている基準の考え方とも関係するのですけれども、これは科学的あるいは定量的な基準を設けて、それをクリアしたらマル、クリアしなければバツというような運用というか、考え方になるのでしょうか。それとも先程から出ているような数値的なものではない、いわば哲学的というか、クライテリアみたいなものを用意して、それで40年経過は妥当かどうかということ、40年以降において認めるかどうかということの結論を出すということでしょうか。その辺を教えてください。

○田中委員長 哲学ではないです。40年以降の運転継続を認めるかどうかということは、科学技術的にきちんと評価して、そこにはバックフィットも入ってくると思いますし、それだけでは済まないでしょうところもありますので、そういったことをきちんと、いわゆる新しい炉にバックフィットをかけて、古い炉にはかけないという選択は常識的にあり得ないと思いますし、ただ、それだけいいのかということもありますので、40年問題は改めて、そこについてはきちんとした問題の整理をしてくださいということをお願いしたところです。

○記者 最後にしますけれども、40年規制、高経年化の運転という問題については、アメリカあたりは40年を超えるようなものも運転を容認しているということですね。今回の安全規制の強化も大部分がそうだと思いますが、国際的な基準というか規範というか、あるいは国際的な規制のレベルに日本の原子力安全規制のボトムアップを図ることが1つの大きな眼目だと思うのですけれども、別に意地悪な質問ではないのですが、この40年規制あるいは40年廃炉だけが日本独自の日本特有のというような感じがするのですが、その辺は頭の整理をどうしたらいいのでしょうか。

○田中委員長 新しい炉規法の中で、40年というのが原則で、今までも定期安全レビュー

というものがあって、30年、40年とやってきているわけです。だから、今、40年を超えている炉もあるわけです。ただ、法律に書いてあって、1回に限って最大20年の延長、だから、60年までは延長できると書いてあるわけです。今、アメリカも60年ぐらいでやっていると思います。ですから、そういうことを踏まえて、どういうふうに運用すべきかという、法律の趣旨を踏まえて、どういうふうに私どもが対応したらいいかということ、これから検討するということです。

○司会 他にいらっしゃいますか。オカダさん、どうぞ。

○記者 NHKのオカダです。

今日の委員会で、安全目標の話が出ました。再度確認なんですけれども、具体的にいつ頃、どのように決めるということは、今の段階で、委員長のお考えというのはどういうふうになっているのでしょうか。具体的なものがあれば、教えてください。

○田中委員長 議論がどういうふうにもう整理できるかということはあるんですが、今、御提案している新しい基準を省令化して、もう一回パブリックコメントにかけていくわけですが、そういった段階までには、何とかバックボーンになるような考え方としての安全目標を決められればいいという思いでいます。だから、1回の議論で決まるような話ではないと思っています。

○記者 そうすると、パブリックコメントに間に合わせる形で、設定するということではないんですか。

○田中委員長 有識者会合でも出ていたように、このレギュレーション、規則のインデックスになる安全目標が要るはずだという強い意見もあったように、今日の議論でも、皆さんそういうところはあります。

それから、リスクゼロということは、私たちは申し上げられないと、いつも言っていますので、そういったことも含めて、そういったことの考え方を国民の皆さんに問いかけて、それを踏まえたパブリックコメントをいただければと思いますので、その前ぐらいにはまとめたと思っています。

○記者 分かりました。

あと、昨日、検討チームでまとめた、福島県民の健康調査の議論の総括が案として出てきたんですけれども、もう御覧になりましたでしょうか。

○田中委員長 見えています。

○記者 率直にどういう印象をお持ちでしょうか。

○田中委員長 一応今までの議論を整理したということだと思います。あれを受けて、これから提言という格好でまとめていきたいと思うんですが、今、福島のいろいろな状況は、私にもダイレクトに入ってくるんですが、健康に対する不安というのは、社会問題化して、非常に深刻になってきています。いつまでもこういう状況というのは、余り望ましくないですから、私たちの立場から、それを少しでも克服できるようなものにして

いきたいと思っていますので、報告を受けて、提言をまとめていきたいと思っています。

○記者 昨日の議論の中で、オブザーバーとか専門家の方から、もう少し厳しい目で評価する文言を盛り込むべきではないかとか、そういった意見がありました。実際、まだ案でやりとりがある中ですが、もう少し厳しくやった方がよかったのではないかという意見がある中で、提言にしていく時に、委員長はどういったことを念頭に、そういったことを反映していきたいというか、どういうふうな厳しさというか、県民の健康をきちんと見なければいけないという思いで、案を受けて、提言をまとめようと考えていらっしゃいますか。

○田中委員長 1つ、皆さんの意見の中ではっきりしているのは、確定的影響はまだ見られていないということだと思います。確率的影響ということなんですが、確率的影響をどういうふうに見ていくのかということですが、一人ひとりの住民・被災者の立場に立ってみれば、自分の健康はどうなるんだというところがあると思います。

甲状腺の検査については、山下先生が県のあれで早期に立ち上げてやっておられて、非常にいいと思うんですが、結局、現存被ばく状況はずっと続いているわけです。要するに通常の計画的被ばく状況ではない、アブノーマルな状況が続いているわけです。だから、幾らかの被ばくはするわけです。環境も汚れていますから、内部被ばくの可能性も否定できないわけで、そういうことを長期間にわたってきちっとフォローしていく中で、どういうことに注意して生活をしていくべきかということについて、アドバイスできるとか、相談できるとか、そういう仕組みを作っていくべきだろうと思っています。

多分お聞きになっていると思いますけれども、有識者のいろいろな会合を聞いていても、例えば南相馬の病院の先生が内部被ばくの検査をやっていますとか、部分的にいろいろ努力されているんですが、そういうことではなくて、もっときちんとした仕組みでやっていくべきだろうと思っていますので、そういったことを骨格とした提言をしたいと思っています。

○記者 そうであるならば、提言よりも、もう少し強い勧告などでやってもいいと、個人的には思うんですけれども、その辺りはどうですか。

○田中委員長 規制委員会の持ち分から言うと、要するに、私が申し上げているのは、防災指針を作って、今回も提案させていただいているように、最終段階として、重大な事故が起きた時は、幾らかの被ばくというのがあり得るということを前提にしていますので、実際に福島事故ではそれが起こっているわけですから、そのところが、福島でちゃんとできないと、防災指針がとじないということを申し上げているんです。ですから、そこについては、そういう位置付けでやろうとしています。私たちの立場でやるのはそういうことなんですが、きちっと私たちの意見を具体化させることが一番大事で、出しっ放しでは何の意味もありませんので、そういう努力はしたいと思っています。

○司会 他にいらっしゃいますか。どうぞ。

○記者 時事通信のカタカワといいます。

事業者とのコミュニケーションのところに戻りたいんですけども、委員長もおっしゃられているように、先日の東通の会合のところで、データが揃っていないということで、事業者側が答えられない場面があったんですが、事業者から言わせれば、その場で言われて、何が議題になるのかも分からないし、どんな質問が来るのかも分からない中で、準備はできないということも一理あると思います。実りある議論にするために、例えば会合の前に委員会から事前に質問を出すとか、あるいはドラフトのようなものをオフィシャルな形で正式に渡すとか、こういった運用がいいとお考えでしょうか。

○田中委員長 この前は、F-1とかF-2のデータがほしかったということをおっしゃったんです。あれは前から指摘されていたんですけども、多分そういうものが出ていないということもあつたりしていると思うんですが、かといって、事業者側として、すぐに答えられるかどうかというと、時間もかかることだし、そこは適宜協議をしながらやっていきたいと思います。一方的に決めつけるということではなくて、現段階での結論として、今の段階のデータではこういうことなんですというところで、今の段階は終わっているんだと思います。これからまだ続編があると思っていただいた方がいいと思います。

事業者にとっては、これは非常に大きな問題ですから、そのことだけはきちっと認識して、可能な範囲で、納得のプロセスというものが大事だと思っていますので、そういうことは求めていきたいと思っています。

○司会 最後にヤマダさん、どうぞ。

○記者 度々すみません。電気新聞のヤマダです。

バックフィット制度ですけども、先程委員長は、新しいものにかけて、古いものにかけていないのはあり得ないとおっしゃいましたが、外国の事例では、例えば2通り用意して、新しい炉用のバックフィット、古い炉用のバックフィットがあるパターンもあるらしいんです。国際標準という意味で考えれば、例えば審査する用のバックフィット、あるいは30年経過用のバックフィットみたいなパターンがあってもいいという気がするんですけども、その辺はどのようにお考えになられますか。

○田中委員長 新設炉やその中身が、どういうバックフィットになっているのかという詳細は分からないんですが、一般論として先程申し上げたのは、新設炉にバックフィットということは余りないと思うんですけども、そういうものよりも、40年のものに別にバックフィットをかけると、バックフィットの内容は、普通ならもっと厳しくなりますね。だから、そういうことも含めて、今回、40年からの延長についてはどうするのかということ少し分けて検討していただきたいということを申し上げたわけなんです。だから、ヤマダさんが言うものと、そんなに変わっていないと思います。

○司会 ありがとうございます。以上で終わりにします。ありがとうございました。

- 了 -